

社保通信をお届けします。P1,2.....検討委員会からのお知らせ

※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険部検討委員会からの伝達事項です。

検討委員会からのお知らせ

歯科外来・在宅ベースアップ評価料の 対象職種についてのお知らせ

令和6年度診療報酬改定 地区講習会での講習会、また、令和6年5月12日(日)岡山県歯科医師会館で開催された歯科外来・在宅ベースアップ評価料施設基準届出に関する相談会または各地区検討委員への質問において、対象職種の中に専従者給与支給者は含まないと説明・回答を行っておりました。

しかしこの内容は誤りで、下記のように訂正させていただきます。

対象職種の中に、専従者給与支給者も含むことができる。(歯科医師、事務専門職員を除く)

今後はこのような取り扱いでの施設基準届出をお願いいたします。なお対象の専従者を除いた形で届出した場合におきましても申請上不備とはなりませんので申し添えます。

このたびは、誤った伝達によりご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。また5月12日相談会において専従者給与支給者が加わり、内容が変わるような場合は、個別にご対応させていただきますので岡山県歯科医師会事務局までご連絡いただくと幸いです。

日本歯科医師会より下記の周知依頼がありました。

診療報酬オンラインセミナー
～500 件超の届出をサポートする現役コンサルが教える
ベースアップ評価料の届出と医療DX加算のポイント～
の開催について

- ・医療界の賃上げ・人材確保へといった喫緊の課題への対応のため、令和6年度診療報酬改定において、賃上げを実現するために必要な水準の改定率を確保し、その改定率のもと、看護職員等の医療関係職種の賃上げについて、新たな加算措置を新設したところ。今般、加算措置の届出方法等について具体的に解説することにより、各医療機関において積極的に現場で働く方々の賃上げ等に取り組んでいただく。
- ・医療DX推進の観点から、令和6年度診療報酬改定において、「医療DX推進体制整備加算」を新設したところ。今般、その施設基準等を詳細に説明し、当該加算を算定しようとする各医療機関・薬局に積極的に活用いただき、医療DX推進に取り組んでいただく。

1. 日時: 令和6年5月 20 日(月)18:30～19:00
2. 開催方法: YouTube ライブ配信 (後日アーカイブ配信)
<参加用 URL>

<https://youtube.com/live/-knX1VgCsBI?feature=share>



3. 議題: 「診療報酬オンラインセミナー
～500 件超の届出をサポートする現役コンサルが教える
ベースアップ評価料の届出と医療DX加算のポイント～」
 - ・ ベースアップ評価料の届出記載方法の説明
 - ・ 医療DX推進体制整備加算の説明などについて詳しく説明します。

※ 株式会社川原経営総合センターの薄井課長(社会保険労務士法人川原経営 代表社員)をお招きし、ベースアップ評価料の活用・届出方法について、現場から多くいただいている質問を踏まえて解説・回答いただきます。

4. 出席者:
 - ・株式会社川原経営総合センター 薄井課長(社会保険労務士法人川原経営 代表社員)
 - ・厚生労働省保険局医療課長 等